

# まちづくり出前トーク

保存版

暮らしに身近な問題や関心のある市の事業などのメニューから市民の皆さんに選択していただき、市職員（NO.1「市長のこんにちはトーク」は市長）が伺い、お話をします。意見交換をとおして互いに理解し合い、まちづくりを一緒に考えましょう。



## 栗東市まちづくり出前トークメニュー（平成24年度版）

分野	NO	テーマ	内容	説明所要時間	担当課
-	1	市長のこんにちはトーク (注1)	・市政について、市長と直接語り合う	1時間～ 1時間30分	秘書広報課

分野	NO	テーマ	内容	説明所要時間	担当課
市政のしくみ	2	市の財政状況と行財政改革	・栗東市の財政状況について、決算額等の推移とこれからの見通し ・市の行財政改革	1時間～ 1時間30分	財政課 元気創造政策課
	3	私たちの意見や提案を届けよう ～広聴制度～	・パブリックコメント制度、市長への手紙などの制度説明	30分	秘書広報課
	4	個人情報保護制度、情報公開制度ってなあに	・個人情報保護条例について ・情報公開制度について	30分	総務課
	5	会計課の仕事	・会計課の業務について	30分	会計課
	6	議会の役割	・議会の役割 ・議会の仕事 ・請願 ・議会の傍聴	30分	議会事務局
	7	監査委員の役割	・監査委員の役割と監査状況	30分	監査委員事務局
	まちづくり	8	第五次栗東市総合計画について	・総合計画の概要と市全般のまちづくりについて(希望分野のご指定があれば、担当課とともに説明)	30分
9		ともに考える人権学習	・参加者全員が人権について楽しくコミュニケーションするなかから、広げ、深め、学習を展開する参加型の研修方式	1時間	人権政策課 人権教育課
10		一人ひとりを大切に ～人権尊重のまちづくり～	・同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のための取り組み	1時間	人権政策課 人権教育課
11		男女共同参画のまちづくり	・男女共同参画社会の実現に向けて	30分	生涯学習課
12		NPO・市民活動	・栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金(元気創造まちづくり事業)について	30分	自治振興課
13		市民参画と協働によるまちづくり	・栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例について	30分	自治振興課
14		りっとうの都市計画	・栗東市の都市計画とまちづくり	1時間	都市計画課

分野	NO	テ ー マ	内 容	説明所要時間	担当課
まちづくり	15	区画整理とは？	・組合施行による区画整理事業について	30分	都市計画課
	16	りっとうの景観 “こちよい地域づくり”	・栗東市の景観施策について ・地域にふさわしい景観づくりについて ・違反広告物除去推進員制度について	1時間	都市計画課
	17	くりちゃんの 生涯学習のまちづくり	・生涯学習のすすめ “学びの風土をきずきましょう” ・生涯学習のまちづくり “学ぶ楽しさ、生かす喜び”	30分	生涯学習課
防災・防犯	18	自分たちで進める防災活動	・地震を始めとする災害から、生命・財産を守るために何をすべきかについて	40分	生活安全課
	19	犯罪に遭わないために	・最近の犯罪発生状況を踏まえ、被害を防ぐために何をすべきかについて	40分	生活安全課
健康・福祉	20	後期高齢者医療制度の あらまし	・後期高齢者医療制度について	40分	総合窓口課
	21	国民年金のあらまし	・国民年金制度のしくみ ・各種届出の手続きと必要性 ・免除申請	30分	総合窓口課
	22	国民健康保険のあらまし	・国民健康保険制度について ・高額療養費支給制度について	30分	総合窓口課
	23	マル福ってなあに	・福祉医療費助成制度について	30分	総合窓口課
	24	みんなで支える介護保険	・介護保険のしくみ ・保険料と介護サービスの利用について	30分	長寿福祉課
	25	地域包括支援センター って？	・地域包括支援センターの役割 ・高齢者の虐待について	40分	長寿福祉課
	26	長寿食のススメ（注2）	管理栄養士による ・見直してみよう！あなたのお食事 （食べすぎ？食べなさすぎ？）	1時間	長寿福祉課
	27	高齢者のお口の健康 （注2）	歯科衛生士による ・しっかりかむことの効果 ・お口の中をきれいに保とう	1時間	長寿福祉課
	28	安心してください！ 在宅療養を支えます 看護師編（注3）	・在宅療養に欠かせない訪問看護について	1時間	長寿福祉課
	29	安心してください！ 在宅療養を支えます ケアマネ編（注3）	・在宅療養におけるケアマネージャーの役割 について	1時間	長寿福祉課
	30	在宅医療について 医師編（注3）	・病院の上手なかかり方 ・在宅医療の現状とかかりつけ医の役割につ いて	1時間	長寿福祉課
	31	食育について	・栗東市ですすめる食育について ～栗東市食育推進計画について～	40分	健康増進課
	32	「健康りっとう21」とは	・健康増進計画「健康りっとう21」の紹介 ・栗東市の現状と今後の課題について	30分	健康増進課
33	誰もが住みよいまちづくり ～障がい者福祉のあらまし～	・障がい福祉サービスの概要と利用方法 ・住みよいまちづくりの推進	1時間	社会・障がい福祉課	

分野	NO	テ ー マ	内 容	説明所要時間	担当課
健康・福祉	34	虐待から子どもを守るために	・子どもが安全で安心して育っていける社会づくり ・地域で支えあう子育て	1時間	子育て応援課 家庭児童相談室
	35	悩まないで、まず相談	・ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）などの女性相談 ・ひとり親相談	1時間	子育て応援課 家庭児童相談室
	36	まちの子育て支援	・保育園、幼稚園の総合化	30分	幼 児 課
暮らし・環境	37	身近な市税のお話	・市税の種類と課税のしくみ ・市税の収入状況と納税方法	30分	税 務 課
	38	届出と手続き	・住民票や戸籍等の発行から住所変更 ・印鑑登録手続きについて	30分	総合窓口課
	39	みんなで考えましょう ごみのこと	・ごみの分別 ・ごみの処理	1時間	環境政策課 環境センター
	40	みんなで取り組もう！ 環境にやさしい行動	・市の環境基本計画と行動計画 ・地球温暖化防止への取り組み	1時間	環境政策課
	41	悪質業者から身を守ろう	・悪質商法の手口と対策 ・携帯電話、パソコンでのトラブル	1時間	生活安全課
	42	住まいと住教育	・住まいを長く使うために ・地震に強い住まいづくり	1時間	土木管理課
	43	私たちの道を守ろう	・道路資産の保全	20分	土木管理課
	44	道路を使用するとき	・道路法・河川法など、なぜ許認可などが必要なの？	30分	土木管理課
	45	市営住宅のあらまし	・市営住宅の入居と管理	30分	土木管理課
産業・観光	46	下水道のはなし	・下水道の役割と整備普及状況	30分	上下水道課
	47	私たちの水道	・安定した給水 ・給水申請時の注意事項と施設トラブルの対処	30分	上下水道課
	48	東海道飛脚道中	・旧東海道沿線（伊勢落～小栢）に広がる名所、旧跡の観光ガイド	1時間	商工観光労政課
	49	歴史文化遺産散策シリーズ その1	・金勝寺と旧参道界隈の観光ガイド	1時間	商工観光労政課
	50	歴史文化遺産散策シリーズ その2	・自然豊かな金勝谷の観光ガイド	1時間	商工観光労政課
51	歴史文化遺産散策シリーズ その3	・旧道の古きよきたたずまいの葉山の観光ガイド	1時間	商工観光労政課	
52	歴史文化遺産散策シリーズ その4	・幾多のドラマが展開した治田の観光ガイド	1時間	商工観光労政課	

分野	NO	テ ー マ	内 容	説明所要時間	担当課
産 業 ・ 観 光	53	歴史文化遺産散策シリーズ その5	・ につぼんの真ん中「へそ」大宝の観光ガイド	1 時間	商工観光労政課
	54	市内の企業における人権 研修の取り組み状況	・ 職場内における人権研修の取り組みなど	1 時間	商工観光労政課
	55	商工業の活性化を目指して	・ 商工業振興施策	30分	商工観光労政課
	56	就職が困難な方への就労 支援施策について	・ 働く意欲がありながら、物理的・心理的・ 社会的に就労が困難な方への支援施策につ いて解説	30分	商工観光労政課
教 育 ・ 生 涯 学 習	57	健やかな子どもにⅠ ～くりちゃん元気いっぱい運動～	・ くりちゃん検定の取り組みと体験活動につ いて	30分	学校教育課
	58	健やかな子どもにⅡ ～地域ぐるみで青少年の健全育成～	・ 地域ぐるみで健全育成 ・ 非行防止対策	40分	生涯学習課
	59	りっとうの文化財	・ 栗東市内の文化遺産、指定文化財の紹介と その保護と活用の取り組み	1 時間	文化体育振興課
	60	生涯スポーツのすすめ	・ 「だれでも、いつでも、どこでも、いつまで も」気軽に楽しめるニュースポーツの紹介	1 時間	文化体育振興課
	61	図書館を上手にを使って 心のビタミンを	・ 図書館の利用方法（予約サービスやレファ レンスサービスを紹介）	1 時間	図 書 館

(注1) メニュー No. 1 につきましては、1 団体・自治会（10 人～30 人程度）につき年度内 1 回の申込みとさせていただきます。また、市長との日程調整を要します。

(注2) メニュー No.26、27 につきましては 1 団体・自治会につき年度内 1 回の申込みとさせていただきます。

(注3) 平成 24 年度内は、1 団体・自治会につき、新メニュー No.28～30 の 3 つ（在宅療養 2 つと在宅医療）のうち 1 つのみの申込みとさせていただきます。

## ■申込みから開催まで

① 申込み（1 カ月前までに秘書広報課 市民対話室へ）



② 決定・通知



③ メニュー担当課との打ち合わせ



④ トーク開催



※職員の業務の都合で、開催日の希望に添えない場合、日程を変更していただくことがあります。まちづくり出前トークは、市民と市長、市民と職員がテーマに沿って話し合い、互いに理解し合い、協働によるまちづくりを進めることが目的です。苦情や陳情、要望の場ではありません。

※出前トークの対象は、市内在住、在学、在勤する団体やグループ（おおむね10人以上）です。ただし、政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるときは、お受けできません。

※上記メニューのテーマや内容以外でも、ご希望があればご相談ください。

■問合せ…秘書広報課 市民対話室（広聴係） ☎ 551-0641 ☎ 554-1123